

介護老人保健施設アップルハイツ飯田運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この運営規程は、社会医療法人栗山会が開設する介護老人保健施設アップルハイツ飯田（以下「当施設」という。）が、介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーション（以下「各サービス」という。）を提供するに当たり、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(施設の目的及び基本理念)

第2条 当施設は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した各サービスを提供することを目的とする。

2 当施設は次に掲げる事項を基本理念として運営を行うものとする。

- (1) 信州の象徴である「りんご」にちなんだ明るく健康的な施設
- (2) 栗山会の基本精神である「仁の心」を基に人間としての尊厳を守る施設
- (3) お年寄りの生活を豊かにし、生きる喜びを高める利用施設
- (4) 地域社会との連携を密にし、スタッフのチームケアを重視する施設
- (5) 高齢化社会における様々なニーズに積極的に対応する施設

(運営の方針)

第3条 当施設で提供する各サービスの運営方針は次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
 - (2) 短期入所療養介護 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
 - (3) 通所リハビリテーション 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
 - (4) 介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
 - (5) 介護予防通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう各サービスの提供に努める。
- 6 各サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、各サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設アップルハイツ飯田
- (2) 開設年月日 平成3年7月1日
- (3) 所在地 長野県飯田市羽場権現1618番地
- (4) 電話番号 0265-21-1165 FAX番号 0265-21-1166
- (5) 管理者名 大原慎司
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2050580014号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

なお、施設長(医師)を除く員数は常勤換算数とする。

- (1) 施設長(医師) 1人
- (2) 薬剤師 0.4人以上
- (3) 看護職員 10人以上
- (4) 介護職員 40人以上
- (5) 支援相談員 2人以上
- (6) 理学療法士・作業療法士 5人以上
- (7) 栄養士又は管理栄養士 2人以上
- (8) 介護支援専門員 4人以上
- (9) 調理員 6人以上
- (10) 事務員 1人以上

2 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、管理者として介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行うとともに、医師として利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画、短期入所療養介護計画、通所リハビリテーション計画、介護予防短期入所療養介護計画及び介護予防通所リハビリテーション計画(以下「各サービス計画」という。)に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の各サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の各サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 調理員は、適切な衛生管理のもとで個々に対応した家庭的な食事を提供する。
- (10) 事務員は、庶務、経理、会計等の業務を行う。

(定員)

第7条 各サービスの定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス 100人（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む。）
- (2) 通所リハビリテーション 40人（介護予防通所リハビリテーションを含む。）

(サービス内容)

第8条 当施設の各サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス 居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わる多職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。
- (2) 短期入所療養介護 利用者に関わる多職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護並びに日常生活上の世話、栄養管理、送迎とする。なお、通常の送迎範囲は飯田市とする。
- (3) 通所リハビリテーション 医師、理学療法士及び作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション並びに入浴介助、食事の提供、送迎とする。なお、通常の送迎範囲は飯田市の橋北、橋南、羽場、丸山、東野、伊賀良、鼎、上郷の各地区及び山本地区の一部とする。営業日は毎週月曜日から土曜日とし、営業時間は午前8時から午後5時とする。ただし、年末年始等臨時の休業日を設けることがある。
- (4) 介護予防短期入所療養介護 利用者に関わる多職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護並びに日常生活上の世話、栄養管理、送迎とする。なお、通常の送迎範囲は飯田市とする。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション 介護予防に資するよう、医師、理学療法士及び作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション並びに入浴介助、食事の提供、送迎とする。なお、通常の送迎範囲は飯田市の橋北、橋南、羽場、丸山、東野、伊賀良、鼎、上郷の各地区及び山本地区の一部とする。営業日は毎週月曜日から土曜日とし、営業時間は午前8時から午後5時とする。ただし、年末年始等臨時の休業日を設けることがある。

(利用者の決定)

第9条 各サービスの利用者の決定（利用停止または中止の決定を含む）は、当施設に設置する「入退所検討委員会」の検討を踏まえて施設長が決定する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額は次のとおりとする。

- (1) 各サービスにかかる保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階の利用者の自己負担額については、別に定める。

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のため「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止の対策を検討するため「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- (2) 面会は午前7時から午後8時までとし、面会者は施設備えつけの面会簿に、面会者の氏名等必要事項を記入し面会するものとする。なお、感染症発生等の諸事情により面会の制限をする場合がある。
- (3) 外出・外泊をする場合は、施設長の許可を得なければならない。
- (4) 飲酒は、職員と協議の上、他の利用者に迷惑がかからないと認められる場合以外は禁止する。施設敷地内での喫煙は禁止する。
- (5) 電熱器、ストーブ類等の火気使用は禁止する。
- (6) ベッド、床頭台、ロッカーは備えつけのものを使用する。タンス、衣装ケース等の持ち込みは禁止する。テレビ、パソコン等の小型家電は持ち込みできるが別途電気代を徴収する。その他、身のまわり品、杖、歩行器、車いす等は施設内に持ち込み使用できるが、必ず利用者の氏名を記入すること。
- (7) 金銭・貴重品の持ち込みは禁止する。なお、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションでの利用においては必要最低限の金銭の持ち込みはできるが、紛失等については当施設では責任を負わない。
- (8) 施設外で受診する場合は、施設長の許可を得なければならない。
- (9) 利用者個人の宗教活動は制限しない。ただし、大きな音を出す等、他利用者への迷惑になるような祭事及び勧誘は禁止する。
- (10) 施設内でのペットの飼育及び他利用者に危害、迷惑のかかるおそれのあるペットの一時的な持ち込みは禁止する。
- (11) 利用者の営利行為及び特定の政治活動のほか、他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 地震が発生した場合や火災発生時は、被害を最小限にとどめるため、別に定める「自然災害発生時の初動マニュアル」に従い、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底 年1回以上
 - ③ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- （6）当施設は、（5）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する各サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、各サービスの提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のため「安全管理委員会」を設置し、定期的開催するとともに従業者に対する定期的な研修を実施する。

（職員の服務規律）

第18条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第20条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人栗山会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第21条 当施設職員は、社会医療法人栗山会が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- （1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため「感染委員会」を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合には、社会医療法人栗山会就業規則に定めるところにより懲戒処分等の措置を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、当施設の職員体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 当施設は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 各サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、施設長が別に定めるものとする。

付 則

この管理規程は、平成3年7月1日から施行する。
この管理規程は、平成7年6月1日から施行する。
この管理規程は、平成9年1月1日から施行する。
この管理規程は、平成9年8月1日から施行する。
この管理規程は、平成11年2月17日から施行する。
この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。
この管理規程は、平成15年5月1日から施行する。
この運営規程は、平成16年4月1日から施行する。(管理規程を運営規程に変更)
この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。
この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成24年7月1日から施行する。
この運営規程は、平成26年7月1日から施行する。
この運営規程は、平成27年7月1日から施行する。
この運営規程は、平成29年10月1日から施行する。
この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。
この運営規程は、令和6年8月1日から施行する。
この運営規程は、令和7年4月1日から施行する。

*介護保険利用料は以下に記載の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として5.4%を乗じた金額となります。

1 介護保険利用料（1割負担の場合の金額）

① 施設利用料

○特別室・個室（従来型個室）

- ・要介護1 717円/日
- ・要介護2 763円/日
- ・要介護3 828円/日
- ・要介護4 883円/日
- ・要介護5 932円/日

○2床室・4床室（多床室）

- ・要介護1 793円/日
- ・要介護2 843円/日
- ・要介護3 908円/日
- ・要介護4 961円/日
- ・要介護5 1,012円/日

② 各種加算（上記の施設利用料に加え、条件により以下の加算料金を算定します）

○初期加算（Ⅱ）30円/日

○夜勤職員配置加算 24円/日

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円/日

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円/日

○栄養マネジメント強化加算 11円/日

○褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）3円/月 （Ⅱ）13円/月

○安全対策体制加算 20円/回

○排せつ支援加算（Ⅰ）10円/月 （Ⅱ）15円/月 （Ⅲ）20円/月

○自立支援推進加算 300円/月

○リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）53円/月 （Ⅱ）33円/月

○科学的介護推進体制加算（Ⅱ）60円/月

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10円/月 （Ⅱ）5円/月

○新興感染症等施設療養費 240円/日（現時点では指定感染症はなし）

○協力医療機関連携加算 100円/月（令和7年4月1日以降は50円/月）

○口腔衛生管理加算（Ⅱ）110円/月

○入退所前連携加算（Ⅰ）600円/回 （Ⅱ）400円/回

○退所時情報提供加算（Ⅰ）500円/回 （Ⅱ）250円/回

○訪問看護指示加算 300円/回

○入所前後訪問指導加算（Ⅰ）450円/回 （Ⅱ）480円/回

○短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）258円/日

○再入所時栄養連携加算 200円/回

○療養食加算 6円/回

○経口移行加算 28円/日

○経口維持加算（Ⅰ）400円/月 （Ⅱ）100円/月

○退所時栄養情報連携加算 70円/回

○かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 140円/回 ロ 70円/回 （Ⅱ）240円/回 （Ⅲ）100円/回

○緊急時施設療養費（緊急時治療管理 518円/日 特定治療 医科診療報酬点数表による点数）

○所定疾患施設療養費（Ⅰ）239円/日 （Ⅱ）480円/日

○ターミナルケア加算 死亡日45日前～31日前 72円/日 死亡日30日前～4日前 160円/日 死亡日3日前、2日前 910円/日 死亡日 1,900円/日

○外泊時費用 外泊初日と最終日以外は所定料金に代えて362円/日 在宅サービスを利用する場合 800円/日

○試行的退所時指導加算 400円/回

2 介護保険外負担分

- ① 食費（基準額） 1,800 円/日
- ② 居住費（差額部屋代と水道光熱費をあわせたもの・基準額）
 - ・特別室 3,000円/日（消費税別途）
 - ・個室 2,000円/日（消費税別途）
 - ・2床室 1,000円/日（消費税別途）
 - ・4床室 437円/日

※介護保険負担限度額認定による負担限度額（居住費・食費）

	特別室	個室	2床室	4床室	食費
第1段階	550円	550円	0円	0円	300円
第2段階	550円	550円	430円	430円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	430円	430円	650円
第3段階②	1,370円	1,370円	430円	430円	1,360円
第4段階	3,000円	2,000円	1,000円	437円	1,800円

3 その他の料金（自由選択）

- ① 理美容代 実費
- ② その他
 - 日常生活品費（シャンプー、石鹸、おしぼり、ペーパータオル、感染予防物品（消毒液、感染症発生時のマスク等）、食事用エプロン等） 150円/日
 - 教養娯楽費（レクリエーション材料費、居室内掲示物材料費、クラブ活動費等） 100円/日
 - 電気器具使用料 50円/日・台（消費税別途）
 - 作業療法材料費（持ち帰る作品分） 実費
 - その他個人の生活にかかわるもの（嗜好品・個人の使う日常生活品） 実費

*介護保険利用料は以下に記載の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として5.4%を乗じた金額となります。

1 介護保険利用料（1割負担の場合の金額）

① 施設利用料

○特別室・個室（従来型個室）

- ・要介護1 753円/日
- ・要介護2 801円/日
- ・要介護3 864円/日
- ・要介護4 918円/日
- ・要介護5 971円/日

○2床室・4床室（多床室）

- ・要介護1 830円/日
- ・要介護2 880円/日
- ・要介護3 944円/日
- ・要介護4 997円/日
- ・要介護5 1,052円/日

② 各種加算（上記の施設利用料に加え、条件により以下の加算料金を算定します）

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円/日

○夜勤職員配置加算 24円/日

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円/日

○重度療養管理加算 120円/日

○送迎加算 184円/片道

○療養食加算 8円/回

○緊急短期入所受入加算 90円/日

○個別リハビリテーション実施加算 240円/日

○緊急時施設療養費（緊急時治療管理 518円/日 特定治療 医科診療報酬点数表による点数）

○総合医学管理加算 275円/日

2 介護保険外負担分

① 食費（基準額） 600円/食

② 居住費（差額部屋代と水道光熱費をあわせたもの・基準額）

- ・特別室 3,000円/日（消費税別途）
- ・個室 2,000円/日（消費税別途）
- ・2床室 1,000円/日（消費税別途）
- ・4床室 437円/日

※介護保険負担限度額認定による負担限度額（居住費・食費）

	特別室	個室	2床室	4床室	食費
第1段階	550円	550円	0円	0円	300円
第2段階	550円	550円	430円	430円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	430円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	430円	430円	1,300円
第4段階	3,000円	2,000円	1,000円	437円	1,800円

3 その他の料金（自由選択）

① 理美容代 実費

② その他

○日常生活品費（シャンプー、石鹸、おしぼり、ペーパータオル、感染予防物品（消毒液、感染症発生時のマスク等）、食事用エプロン等） 150円/日

○教養娯楽費（レクリエーション材料費、居室内掲示物材料費、クラブ活動費等） 100円/日

○電気器具使用料 50円/日・台（消費税別途）

○作業療法材料費（持ち帰る作品分） 実費

○その他個人の生活にかかわるもの（嗜好品・個人の使う日常生活品） 実費

*介護保険利用料は以下に記載の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として6.6%を乗じた金額となります。

1 基本料金（1割負担の場合の金額）

① 通所リハビリテーション費（通常規模事業所） 送迎含む

○基本利用時間 6時間～7時間

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	715円	850円	981円	1,137円	1,290円

○基本利用時間以外の利用となった場合の料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	369円	398円	429円	458円	491円
2時間以上3時間未満	383円	439円	498円	555円	612円
3時間以上4時間未満	486円	565円	643円	743円	842円
4時間以上5時間未満	553円	642円	730円	844円	957円
5時間以上6時間未満	622円	738円	852円	987円	1,120円
7時間以上8時間未満	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円

○延長加算 通算8時間～9時間 50円/回 通算9時間～10時間 100円/回

② 各種加算（上記の事本料金に加え、条件により以下の加算料金を算定します）

○リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満 12円 4時間以上5時間未満 16円

5時間以上6時間未満 20円 6時間以上7時間未満（基本）24円

7時間以上 28円

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円/回

○科学的介護推進体制加算 40円/月

○入浴介助加算（Ⅰ）40円/日

○理学療法士等体制強化加算 30円/日

○退院時共同指導加算 600円/回

※通常の事業実施地域以外で辺地、振興山村又は過疎地域に該当する利用者の場合 5%加算

2 その他の料金

① 食材料費（おやつ代含む）700円/日

② 日用品費（おしぼり、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、感染予防物品等）50円/日

③ 教養娯楽費（レクリエーション材料費、施設内手芸材料費）50円/日

④ おむつ 実費

⑤ 作業療法材料費（持ち帰る作品分） 実費

*介護保険利用料は以下に記載の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として5.4%を乗じた金額となります。

1 介護保険利用料（1割負担の場合の金額）

① 施設利用料

○特別室・個室（従来型個室）

・要支援1 579円/日

・要支援2 726円/日

○2床室・4床室（多床室）

・要支援1 613円/日

・要支援2 774円/日

② 各種加算（上記の施設利用料に加え、条件により以下の加算料金を算定します）

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円/日

○夜勤職員配置加算 24円/日

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円/日

○送迎加算 184円/片道

○療養食加算 8円/回

○個別リハビリテーション実施加算 240円/日

○緊急時施設療養費（緊急時治療管理 518円/日 特定治療 医科診療報酬点数表による点数）

○総合医学管理加算 275円/日

2 介護保険外負担分

① 食費（基準額） 600円/食

② 居住費（差額部屋代と水道光熱費をあわせたもの・基準額）

・特別室 3,000円/日（消費税別途）

・個室 2,000円/日（消費税別途）

・2床室 1,000円/日（消費税別途）

・4床室 437円/日

※介護保険負担限度額認定による負担限度額（居住費・食費）

	特別室	個室	2床室	4床室	食費
第1段階	550円	550円	0円	0円	300円
第2段階	550円	550円	430円	430円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	430円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	430円	430円	1,300円
第4段階	3,000円	2,000円	1,000円	437円	1,800円

3 その他の料金（自由選択）

① 理美容代 実費

② その他

○日常生活品費（シャンプー、石鹸、おしぼり、ペーパータオル、感染予防物品（消毒液、感染症発生時のマスク等）、食事用エプロン等） 150円/日

○教養娯楽費（レクリエーション材料費、居室内掲示物材料費、クラブ活動費等） 100円/日

○電気器具使用料 50円/日・台（消費税別途）

○作業療法材料費（持ち帰る作品分） 実費

○その他個人の生活にかかわるもの（嗜好品・個人の使う日常生活品） 実費

(別紙) 利用料金表⑤ 介護予防通所リハビリテーション

*介護保険利用料は以下に記載の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として6.6%を乗じた金額となります。

1 基本料金（1割負担の場合の金額）

① 通所リハビリテーション費（介護保険による一部負担金）

○要支援1（おおむね週1回程度） 2,268円/月 利用開始から12か月を超えると2,148円

○要支援2（おおむね週2回程度） 4,228円/月 利用開始から12か月を超えると3,998円

② 各種加算（上記の事本料金に加え、条件により以下の加算料金を算定します）

○科学的介護推進体制加算 40円/月

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1 88円/月 要支援2 176円/月

○退院時共同指導加算 600円/回

※通常の事業実施地域以外で辺地、振興山村又は過疎地域に該当する利用者の場合 5%加算

2 その他の料金

① 食材料費（おやつ代含む） 700円/日

② 日用品費（おしぼり、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、感染予防物品等） 50円/日

③ 教養娯楽費（レクレーション材料費、施設内手芸材料費） 50円/日

④ おむつ 実費

⑤ 作業療法材料費（持ち帰る作品分） 実費